

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第11号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</u></p> <p>コ・サ 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 条例附則第6項の看護師等の配置に当たっては、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項に規定する地域型保育事業所をいう。）その他これらに準ずる施設において保育業務に3年以上従事し、又は知事が別に定める研修を修了した子育てに関する知識と経験を有する者を配置するものとする。</u></p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第6条 条例別表第7の(2)の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 日々の教育及び保育の指導における留意点については、次に掲げる事項とする。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ・コ 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。